低濃度ＰＣＢ廃棄物収集運搬処分業務（加茂郡八百津町錦織地内　他）に関する一般競争入札公告

低濃度ＰＣＢ廃棄物収集運搬処分業務（加茂郡八百津町錦織地内　他）について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和３年１０月２８日

可茂土木事務所長　　坂口　達也

１　一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

低濃度ＰＣＢ廃棄物収集運搬処分業務（加茂郡八百津町錦織地内　他）

(2) 委託業務の内容

仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結の日から令和４年３月２５日（金）まで

(4) 委託業務履行場所

・一般県道　井尻八百津線　蘇水峡橋近傍（加茂郡八百津町錦織地内）

・可茂土木事務所倉庫（美濃加茂市古井町地内）

(5) 最低制限価格の設定

無

２　入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に、登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 次の基準のいずれかを満たす者であること。

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の４の４の第１項の規定に基づき、低濃度ＰＣＢ廃棄物の無害化処理認定を受けた者であること（収集運搬を含む）。

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の４第６項の規定に基づき、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処分業および収集運搬業の許可を受けた者であること。

３ 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

505-8508

岐阜県美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂土木事務所　総務課　管理調整係

電話：0574-25-3111（内線304）

メール：c26006@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア　交付期間

令和３年１０月２８日（木）から令和３年１１月５日（金）の

毎日午前９時から午後５時まで

また、電子メールでの交付を希望する場合は上記３の(1)まで申し出ること。

イ　交付場所

３の(1)に同じ。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア　入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を３の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ　提出期限 令和３年１１月８日（月）午後４時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ　競争入札参加資格の確認結果は、令和３年１１月１１日（木）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア　日時　令和３年１１月３０日（火）午後２時００分

（入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で行う場合は、令和３年１１月２９日（月）午後５時までに３（１）必着のこと）

イ　場所　岐阜県美濃加茂市古井町下古井2610-1　可茂総合庁舎２階　２－１会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに３ の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

３の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア　入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ　落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、郵便等による入札を行った者がある場合は、この限りではない。

エ　入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

オ　入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

この中止による損害は、入札者の負担とする。

カ　落札の無効

落札者は落札の通知を受けた日から原則として１週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

４　その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。なお、電信による入札については、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。